



第233号

新型コロナウイルス対策特集

発行 埼玉県神社庁

さいたま市大宮区高鼻町1-447-1

電話048(643)3542

編集 庁報室

印刷 株式会社コミュニケーションズ

目次

新型コロナウイルス感染症緊急対策等について……………	2
雇用調整助成金の特例措置について……………	3
「変わらない祈りのために」キャンペーンのご案内……………	4
WEB会議システムを利用した研修について……………	5
令和三年度版……………	
「日本の神話」カレンダー御協賛のお願い……………	6
令和二年度教化研修会開催のお知らせ……………	6
祭式研修会開催のお知らせ……………	6
御代替記念昇級特別措置による身分昇級……………	6
庁務日誌抄……………	7
令和二年度 神社庁規程表彰該当者……………	7
総代会恒例表彰該当者……………	7
埼玉県神道青年会報告―二年目に臨んで―……………	8



三峰神社における新型コロナウイルス感染拡大に伴う境内立ち入り禁止 4月9日～5月31日

令和二年六月一日

埼玉県神社庁長 中山 高 嶺

管内神職 各位

新型コロナウイルス感染症 緊急対策等について

標記の件につきまして、五月二十九日にウェブシステムを用いた役員会を開催し、左記の緊急対策を決定しました。今般我が国において緊急事態宣言が解除されたとはいえ、一部地域では感染者数が増えるなど、未だ予断を許さない状況です。一日も早い終息の為にも、当庁としては今後も慎重に対応して参ります。管内神職の皆様には現下の状況を御観察の上、ご理解・ご協力を賜ります様、お願い申し上げます。

一、今年度の神社庁行事予定について 記

(1) 中止する行事

- ・ 神職総会
- ・ 神宮新穀感謝祭への参列旅行
- ・ 初任神職研修会
- ・ 祭式、雅楽、祭祀舞等の実技を伴う研修会
- ・ 総代研修会（県神社総代会主催）

(2) 延期する行事

- ・ 昇級者、本庁表彰者の祝賀会

(3) 開催方法の変更する行事

- ・ 庁役員会、教化委員会、庁報編集会議等→ウェブシステムを用いて会議を開催
- ・ 庁協議員会、神政連代議員会→書面決裁
- ・ 教化研修会、ミニ講座等の各種研修会→ウェブシステムを用いて研修会を開催

※年明けの令和三年一月から三月までの予定については、改めて状況をみて決定致します。

一、神社庁神職祭祀について

- (1) 日供祭、月次祭→庁職員が奉仕
- (2) 大祭（年三回）及び神宮大麻頒布始祭→支部輪番制による奉仕

※参列者は正副庁長のみとします。

また、感染拡大で支部輪番制による奉仕が難しいと判断した場合、庁職員による奉仕に変更します。

一、令和二年度埼玉県神社庁への負担金について

本年度の神職負担金、神社負担金、特別神社負担金を二割減免の上、各支部へご請求致します。

予算上の不足分につきましては、職員賞与の減額、行事中止に伴う会議費、研修費等の支出削減で対応し、庁運営に支障の無いよう努めて参ります。

一、埼玉県神社庁の運営体制の一時変更（継続）

- (1) 開庁時間を午前十時、閉庁時間を午後四時とします。（土日祝日を除く）
- (2) 職員は在庁勤務と在宅勤務とのシフト制勤務とします。テレワークのシステムを導入済み。

- (3) 原則として支部、外郭団体及び関係団体による年内の庁舎使用を禁止とします。

会議・会合についてはウェブシステムを用いることを推奨致します。

- (4) 期間は、十二月末日までとします。但し、状況によっては期間延長及び対応強化を図ります。

一、その他

- (1) 四月八日付通知「新型コロナウイルス感染症の対応について」、また四月二十八日付通知「雇用調整助成金の特例措置について」を改めてご参照戴き、今後の神社運営に对应戴きます様お願い申し上げます。

- (2) 五月上旬に管内宮司宛にご依頼致しました「コロナ禍における神社実態調査のご協力をお願い」の集計結果は、当庁のホームページと七月発行予定の埼玉県神社庁報に掲載致します。他社の事例から奉務神社運営の参考にして戴ければ幸いです。尚、本調査は今後も継続し、県内各社の状況把握に努めて参ります。併せてご協力をお願い致します。

- (3) 宗教法人「持続化給付金」給付対象の件につきましては、未だ正式な決定がなされておられません。引き続き神社庁として国会議員への請願を積極的に行って参ります。給付対象が決定し、詳細が判明した場合に改めて管内宮司宛にご通知申し上げます。

- (4) 今後も、緊急事態宣言などの局面が予想されます。神職各位におかれましては神社本庁からの通知にある「神符守札等の御取扱ひに関する件（昭和五十四年）や「神符守札等の御取扱ひについて周知徹底の件」（平成八年）、「インターネットに関する神社の尊厳性の護持について」（平成十八年）をご理解戴き、然るべき対応をお願い申し上げます。

以上

令和二年四月二十八日

埼玉県神社庁長 中山 高 嶺

管内宮司 各位

雇用調整助成金の 特例措置について

標記の件、厚生労働省では、新型コロナウイルスの感染症の拡大により収入が大きく落ち込み事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が一時休業や出向により職員の雇用を維持した場合、休業手当・賃金を助成する制度である「雇用調整助成金」の特例措置を設け、申請の簡素化と適用拡大を行っています。

今般、文化庁宗務課から日本宗教連盟に対し、宗教法人も同制度の支援対象であることについて通知がありました。については、左記の要件に該当する神社がありましたら、職員の雇用継続のために同制度を活用されたく、お願い申し上げます。

記

一、特例措置の対象（雇用保険適用事業主であることが前提）

①職員が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことに因って事業活動が縮小した場合。

②行政からの営業自粛を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合。

③市民活動が自粛されたことに因り客数が減少した場合など新型コロナウイルス感染症拡大により前年同月比で杜入金が5%以上減少している神社（確認対象期間が一カ月に短縮されています。）が、四十十分の一以上の規模で一時休業や出向を実施する場合は対象となり、雇用保険対象者でない職員の休業（例えばアルバイトで雇用している巫女の休業手当）も助成金の対象となります。（四月二十五日現在）

一、支給額

休業手当・賃金相当額の五分の四

但し、一人一日当たり 八、三三〇円を上限とする。（四月二十五日現在）
※解雇等を行わず雇用を維持している場合、賃金の六十%を超えて休業手当を支給する部分に係る助成率を特例的に十分の十とします。この措置については、緊急事態宣言が出された四月八日以降の期間が係っている休業に対する手当の支給に適用されます。詳細については、五月上旬頃を目途に発表されることになっておりますので、ご留意ください。

一、具体例（最終的には労働局・ハローワークにて雇用関係が認められるか判断）

◇該当する事例

①宮司の他、常勤の神職や巫女など職員が複数いる場合

②宮司の他、完全に生計・住まいを別にする親族以外の職員が一人以上雇用されていて、家族の職員についてもその職員と比して同様の労働条件・給与体系が認められる場合

◇該当しない事例

①宮司が一人奉仕で、職員がいない場合

②宮司とその家族が職員として奉仕している場合

③日常は宮司が一人奉仕で、単発的に助勤神職が奉仕している場合
※緊急対応期間（四月一日～六月三十日）中については、雇用保険適用事業主でなくとも、労災保険適用事業所であれば、雇用保険被保険者とならない労働者の休業についても助成対象となります。但し、雇用保険被保険者となる労働者を雇用しているにも関わらず未適用だった場合には、適用の手続きをすして戴く必要があります。

（適用の手続きについては、最寄りのハローワークにお尋ね下さい）

一、問い合わせ先

雇用調整助成金コールセンター

電話番号 〇一二〇一六〇一三九九九（平日・休日とも午前九時～午後九時まで受付）

一、その他

厚生労働省のホームページ「生活を支えるための支援のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

以上

「変わらない祈りのために」

キャンペーンのご案内

武田 淳

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みとして、神社本庁の協力のもと、「新しい生活様式」に準じた参拝方法を提案します。

神社は古来より、その時代に流行る疫病の退散や自然現象による災害など、所謂「災厄」を祓い、鎮静祈願をし人々の気持ちを救い癒して参りました。日々参拝される氏子崇敬者も、この事態の早い終息を祈願されています。今後、防止策をとりつつも、只管に終息に向かう事を願い、元の生活に戻る様祈り続ける事が、我々神職の使命であると思います。慌てず、過剰に恐れず、冷静に判断され、各神社・各個人にとつて適切な対応をして戴きます様、切にお願い申し上げます。

▲神社向けのお願い▼

これから秋から冬にかけて社頭が密になる状態が予測されます。七五三や年末年始の参拝など多くの方が訪れます。これを分散化させ、社頭における三密の状況避けるようにしていきます。

各神社の環境は様々ですので、出来る対応も様々です。左記に一例を示します。

本キャンペーンは、氏子崇敬者の方に今までと変わらず、いつもお参りしている神社に参拝時期や方法を検討してもらう事を目的としています。

◆神社境内◆

・身体的距離の確保の為の対策を講じる。(例えば前後の距離を保つことや左右に広がってお参り戴く等)

・神社の混雑状況や情報をホームページやSNS、社頭掲示板等お知らせする。

・手水舎の柄杓の他、多くの参拝者が手に触れる物を一時撤去する。又は柄杓を用いない手水に変更する。

・神職や神社職員、参拝者のマスク着用。

・露店の出店の中止又は縮小。

◆授与所◆

・年始に頒布予定の御守や縁起物等を年末から頒布する。

・常設、臨時の授与所の開所期間や開所時間の延長。

◇恒例祭や御祈願◇

・七五三や年始の祈願を事前予約制にする。又は一回の祈願人数を調整する。

・恒例祭等の参列者の制限、直会の縮小。

・神輿渡御などの神賑行事の中止又は縮小。

※繰り返しになりますが、右記の事柄はあくまでも対策の一例です。本キャンペーン目的は、参拝者の方々が安心して各神社へお参りしてもらうことです。全国の神社が一丸となって、参拝者の方々が安心して出来る環境を整えましょう。

▲氏子崇敬者向けのお願い▼

・初詣は密になることが予想されます。三が日等にこだわることなく、時期をずらしてお参りしましょう。

・また身体的距離も保ちながら、お参りしましょう。

・御祈願を希望される方は事前ホームページ等で状況を確認しましょう。

・神社によっては事前予約制や人数制限を設けているところがあります。

・会社での御祈願を希望される方も日程や人数を調整するように、ご協力をお願いします。

・御守りや御札は授与所が空いている時にお参りします。神社によっては、干支物や縁起物など年末から頒布しています。各神社へご確認願います。

・神社境内では、マスクの着用をお願いします。

▲本キャンペーンの告知方法▼

氏子崇敬者向けに本キャンペーンのポスターやチラシを作成します。埼玉県神社庁のホームページからダウンロードし、各神社の実情に合わせてご利用下さい。また、当庁の取り組みとして、一定部数のポスターとチラシを印刷する予定です。支部を通じて配布しますので、ご利用下さい。

その他、柄杓を使わない手水の作法のイラストや身体的距離を保つ為の足型等の素材を準備します。併せてホームページからダウンロード出来るようにしますので、ご利用下さい。

▲今後の予定▼

・全国の神社庁・神社に賛同を呼び掛け、本キャンペーンを実施して参ります。

・ポスターやチラシ、感染制御学の専門家監修によるガイドラインを作成します。(八月中旬に公開予定)

・感染制御学の専門家による研修会を開催。(九月頃)

(神社庁参事)

WEB会議システムを利用した 研修について

埼玉県神社庁

1、WEB研修の開催にかかる「出席」の取扱い

- (1) 遠隔研修への受講は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行うものとし、通信環境のよい場所を選ぶこと。
- (2) 複数名による同一場所での受講は妨げないが、密閉・密集・密接の環境忌避に努めること。
- (3) 研修受講中は、スーツ着用を原則とし、他の業務・用務を並行して行っ
てはならない。
- (4) 遠隔研修による出席確認は、映像の送受信にて行う。映像の送受信が
できなくなった時点から退席したものと見做す。神社庁では主に
Zoomを利用して行う。
 - ・映像の送受信できなくなった場合、すぐさま受講者は神社庁に連絡す
るものとし、音声を受信できる状況にある限りにおいて、神社庁の判
断により、受講状態が継続していると見做すことができる。
 - ・映像のみならず音声も受信できなくなった場合は、当該システムへの
再接続を行うこと。
- ・受講中は周辺の物音等を拾わぬよう、基本的にマイクをミュート（無
音）とすること。発言にあたっては挙手の上、指名があった時にミュ
ートを外し、発言を終えた際はミュートに戻すよう注意すること。
- (5) 研修日程には、適宜、軽微な休憩を挟むものとし、研修再開にあたっ
ては、神社庁は、受講者の出席確認を行う。
- (6) 修了認定にあたっては事後レポートを必須とし、定められた期限内に
提出すること。提出はメール及びファックスを可とする。尚、画像デー

タでの提出は認めない。レポートが提出されない者には修了証は交付
しない。

2、WEB研修の開催の事前準備について

- (1) 前日までに当該システムとの接続及び動作確認等を済ませておくこと。
- (2) 研修資料は画面でも表示することができるが、通信環境により表示が
不安定になる事もあることから事前に各自準備すること。
- (3) パソコンやタブレット、モバイルルーターのバッテリー残量を確認し、
研修中に電源が落ちないように注意すること。
- (4) 携帯電話や他の機器のアラーム等が鳴らないよう支度すること。尚、
同室内に音響機器がある場合、パソコンのマイクやスピーカーと干渉
し、ハウリング、エコーを起こすことがあるため、予め電源を切るな
ど対応することが望ましい。
- (5) 接続環境の関係等で参加に時間がかかることがあるため、開始時間の
少し前に予め参加しておくこと。

3、その他

- (1) 受講にあたっては、通信環境等の受講条件の整っている者のみの参加
とする。尚、受講の為の端末については、パソコン又はタブレットを
推奨する。
- (2) 講義の録音・録画等については、講師の許可の限りにおいて、神社庁
のみが行う。
- (3) 神職研修であることに留意し、研修開始に先立つ奉仕神社参拝・遙拝
等を各自実施する。

以上

令和三年度版

「日本の神話」カレンダー

御協賛のお願い

大澤 宣彦

日本神話を家庭の中で目にする機会を提供し、その大切さを多くの方々に知って頂くために続けて参りました「日本の神話」カレンダーも、今回で二十一作目となります。

今期三年間は「少彦名」のお話しを引き継ぎ、「大国主」を主題として取り上げます。少彦名が常世国に行ったあと、大国主が一人で国造りに取り組み、天孫への国譲りをし、出雲大社に祀られるまでを描いて参ります。

令和三年版は、国譲りに向け遣わされた高天原の使者、天穗日や天稚彦と大国主との物語を描き、経津主と武甕槌が次の使者として選ばれるまでのお話しです。

どうぞ本作品に対しましても変わらぬご理解を戴きまして、皆様のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

仕様 B3判縦

表紙・本文七枚 カラー

問合せは神社庁まで(八月七日申込締切)

(教化委員会教化広報部班長)

令和二年度教化研修会開催のお知らせ

期 日 九月八日(火・先負) 十時

開催方法 WEB会議システムを利用した研修

「Zoom(ズーム)」を使用

研修主題 『神宮大麻の歴史と意義について』

開催趣旨 今年度は、我々神職が頒布奉仕者としての意識の向上を図ることを目的とします。

神社本庁は過去の諸施策の成果と課題を踏まえ、平成二十六年年度からは「三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」を策定し、今年度は第三期を迎え、最終年度となる令和四年は、明治五年に明治天皇の思召により神宮大麻が直接神宮より奉製・頒布されて以来、百五十周年の節目の年を迎えます。

しかしながら、二十五年ぶりの神宮大麻初穂料改定や、新型コロナウイルス感染症の影響を考えると、今後の頒布活動は大変厳しい状況が予想されます。

本研修では、この様な状況下において、我々神職が頒布奉仕者として、今一度、神宮大麻の歴史や奉製過程・頒布までの祭典等の理解を深め、氏子崇敬者に対して、分かりやすくその意義を伝えられるようになるための機会としていたいと思っています。

第一講は、皇學館大学教授の松本丘先生に、神宮大麻の歴史と意義について講義戴きます。

第二講は、埼玉県神社庁参事の武田淳先生に、神宮大麻の奉製に関わる祭典、氏神社での頒布奉仕について、映像を交えて講義戴きます。

申込 支部事務局まで

祭式研修会開催のお知らせ

期 日 八月二十七日(木・先負) 十四時

開催方法 WEB会議システムを利用した研修

「Zoom(ズーム)」を使用

内容 第一講「神葬祭の基礎知識」

講師 原 泰明先生

第二講「神葬祭―私の実践例―」

講師 篠田宣久先生

(埼玉県神社庁祭式助教)

申込 八月二十一日締切、支部事務局まで

御代替記念昇級特別措置による身分昇級(敬称略)

二級上

峯ヶ岡八幡神社宮司

宮本 澄雄

若御子神社宮司

笠原 忠男

日枝神社宮司

秋山 幸一

二級

氷川神社宮司

比留間 栄和

八幡神社宮司

松本 武男

熊野神社宮司代務者

三上 嘉徳

神明社宮司

峯 高

太田神社宮司

大井真知子

氷川天満神社宮司

櫻井 茂年

鷺香取神社宮司

矢島 廣治

芳川神社宮司

戸張 滉

(五月一日付)

令和二年 度 総代会恒例表彰該当者			
北足立	氷川社	責任役員	細淵 紀雄
同	氷川神社	総代	坂本 正明
入間東	諏訪神社	理事	有山 和弘
同	白鬚神社	総代会長	平野 俊雄
同	八幡神社	責任役員	小室 孝
同	出雲伊波比神社	責任役員	西宮 保雄
入間西	入間野神社	総代長	浅見 久次
同	星宮神社	氏子総代長	吉田 茂
比企	八幡神社	監事	島田 敏夫
秩父	若御子神社	奉賛会会長	宮崎 豊二
同	若御子神社	御霊神社護持会会長	江田 篤弘
大里児玉	諏訪大神社	総代長	國分 忠志
同	春日神社	総代	竹澤 正市
さきたま	久伊豆神社	総代長	鎌田 忠保
同	八幡神社	責任役員	田口 栄樹
同	上高野神社	責任役員	林 幸人
埼玉東	香取神社	責任役員	成島 一男
同	御嶽神社	総代	大町 義和
同	香取神社	総代	松澤 暎和

埼玉県神道青年会報告―二年目に臨んで―

小林 威 朗

まずもって、当会の諸活動にご理解、ご協力を賜わっております県内神職の皆様方に御礼申し上げます。

この半年を振り返りますと、ご承知の通り、中国武漢で発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国はもとより、世界中が不安と疑心に満たされました。四月七日、政府が緊急事態宣言を出した時、「東京の感染者が一カ月後に八万人になる」と言われていました。また、様々な報道で「医療崩壊」への警鐘が繰り返されていました。そのような時局に際しても、当会では「工夫してこの困難を乗り越える」という方針を立てました。そのことに役員が納得し、事務局の皆が準備してくれたおかげで、令和二年度の総会が四月二十一日、武蔵一宮氷川神社社務所にて開催することが出来ました。当会の方針をご理解いただきました東角井晴臣宮司には、改めて感謝申し上げます。

本年度の総会は、社会状況に配慮して、会場参加とは別に「Zoomミーティング」による在宅からのWEB参加も可として行い、議事はすべて原案の通り承認されました。総会にて承認された事業計画に沿って、緊急事態宣言下の五月十一日、二十二日と宣言解除後の二十九日、六月十六日の計四日にわたり「埼玉県における伊勢神宮参詣資料の調査」(旧北足立郡市内)を行いました。延べ三十四名が参加し、同郡市内の調査をほぼ終了し、県内全域を調査したことになります。

このように「一般的」あるいは「社会的」感覚からすると、逸脱したととられるような方針には、意味があります。一つには、十分な対策を講じれば総会を開くことができるということを神社界に青年神職が示し、年度初めの停滞していた雰囲気好転させる必要があると考えました。IT技術に明るい者が多い青年会が率先して行うことに意味があ

りました。また一つには、「不要不急」の外出「自粛」が政府によって呼び掛けられる中、青年会の活動は「不要」なのかを自問自答する意味がありました。

今、世の中は不安が疑心を生み、疑心が更なる不安を生み出す精神的な悪循環に陥っています。私は斯界の尖兵である我々こそが、明るく清々しい活動を通して、伝統的信仰に生きる姿を、神社界はもとより社会に對して発信する「必要」があると考えています。当会は、六十七年を数える歴史の中で、いつの時代も時宜に應じた必要な活動を行ってきました。それは、先輩方が「神のみこともち」がいかなるものかを常に考えて、「世をつくり固め成」そうと努めてきたということであります。

右のような覚悟と信念を持って、仲間とともに議論を重ねて協力し、斯界のため、社会のために諸事業を行っていく所存でございますので、更なるご理解、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。そして、当会の諸事業に對して、県内包括下一九九五社の神々の御導きと御加護をいただけるよう祈念いたしまして報告とさせていただきます。

(神道青年会長)



令和二年度総会



WEB役員会



元郷氷川神社での調査



下谷氷川神社での調査